

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

審査請求人代理人

[Redacted]

審査請求人代理人

[Redacted]

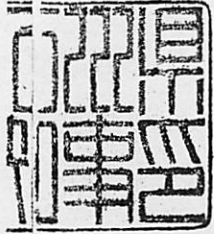
審査請求人代理人

[Redacted]

審査請求人代理人

[Redacted]

処分庁 金沢市社会福祉事務所長



審査請求人（以下「請求人」という。）が平成26年9月16日に提起した生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による生活保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

処分庁が審査請求人に対して行った平成26年8月21日付け本件処分を取り消す。

## 理 由

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対して平成26年8月21日付けで行った法に基づく生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取り消しを求めるといものである。

### 2 審査請求の理由

請求人は、次の各点を理由に本件処分は不当なものであるとして、その取り消しを求めていると認められる。

#### (1) 累積預貯金の原資

請求人は、60歳で生活保護を受けはじめ、節電、食費や風呂代の節約により、保護費をやりくりして貯蓄してきた。具体的には、電気代の節約では夜は早く消灯し、食費の節約は、三食のうち一食はご飯茶碗軽めの一杯、おかずは1週間のうち6日は一食100円以内に抑える、風呂代の節約は、風呂に入る回数を週に1回に押さえるなど、最低限度の生活を削ることを重ねるものであった。

#### (2) 累積預貯金の目的

平成26年2月18日に、処分庁の担当者から「何のための貯金？」と尋ねられたが、当該貯金の発覚により生活保護が廃止されると思い、「もうどうにでもなれ」という心境から「何となく貯めてきた。」と言わざるを得なかった。

しかし、実際には、頼れる身寄りもなく生涯独り身であることから、将来の医療や介護に備えての資金として、また、足腰が悪くなった場合には、階段の上り

下りが困難となることから、現在のアパートを転居する必要が生じ、その際の敷金・礼金等が必要となることへの不安から蓄えてきたものである。

昭和38年4月1日付け社保第34号厚生労働省社会・援護局保護課長通知(以下「国課長通知問答」という。)第3の18によると、「既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。」とされている。

請求人の貯金の目的は、上記のとおり、老後の生活に対する具体的な不安に基づく準備のためのものであり、生活保護の趣旨及び目的に何ら反するものではなく、請求人の貯金目的のない貯金にはあたらず、廃止事由自体が存在しないのであるから、本廃止処分は実体面において違法不当である。

### (3) 事実説明を行ったにもかかわらず廃止決定したこと

処分庁が平成26年2月18日付けで行った処分に対して、同年3月25日に請求人が提起した審査請求(以下「前審査請求」という。)に係る審査請求書や、前審査請求に係る裁決後、請求人が同年8月5日に処分庁に提出した申立書により、処分庁は、本件処分を行った同年8月21日時点で、当該貯金の目的が前記(2)のとおりであることを明確に認識できていた。にもかかわらず同年2月時点の事実認識を根拠とした本件処分の決定は違法不当である。

## 3 処分庁の弁明

処分庁は、平成26年10月7日付け弁明書を提出し、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求めている。

### (1) 請求人の審査請求の理由2-(2)について

「請求人の貯金目的のない貯金にはあたらず、廃止事由自体が存在しないのであるから、本廃止処分は実体面において違法不当である。」との主張を争う。

前審査請求に係る平成26年7月28日付け裁決書(以下「前裁決書」という。)  
「5 審査庁の認定事実及び判断」(2)判断①イにより、不当なものではない旨が認められている。

### (2) 請求人の審査請求の理由2-(3)について

「事実説明を行ったにもかかわらず廃止決定した」との主張を争う。  
本件処分に関して、前裁決書「5 審査庁の認定事実及び判断」(2)判断④イのとおり「平成26年2月18日の翌日以降につき、保護を要しなくなったとし

て、請求人に当該預貯金を活用した自立生活が求められると判断される」に従って、同年2月18日まで保護を要する日として同年2月19日で生活保護廃止処分を行ったものである。

- (3) 本件処分は、前審査請求に対する裁決に伴い決定したものである。前裁決書には、「処分庁の担当者が請求人に当該預貯金の使用目的を聞き取りした結果、使用目的がないと判断して最低生活の維持のために活用を求めた平成26年2月18日までが保護を要する日と認めることができる。」との記載があり、この裁決書に従い、同年2月19日で生活保護を廃止し、1日から18日までの18日間分の生活保護費を同年9月5日に支給したものである。

従って、同年2月19日で保護を廃止することは、前審査請求に対する県裁決に従い適正に処理されたものであり、違法又は不当な処分とは言えない。

- (4) 以上により、本件審査請求を棄却するのが相当である。

#### 4 請求人の反論

処分庁の弁明3-(2)について

前審査請求に係る裁決後に改めてなされる処分は、裁決後新たな処分までの間に生じた事情について当然考慮されるものである。

本件処分の基礎となる事実は、平成26年2月19日時点を基準に認定されることを前提としており、失当である。

処分庁は、前審査請求に係る裁決後の新たな処分時までに生じた事情を一切考慮せず、ただ裁決を行った石川県知事が同年2月19日で存在した事実をもとに認定した事実のみを基礎にして本決定を下しており、このような事実認定手法ないし判断手法が違法不当であることは明らかである。

#### 5 審査庁の認定事実及び判断

##### (1) 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- ① 平成21年8月4日、請求人は、生活保護申請し、保護開始決定となる。
- ② 平成25年12月、企業年金連合会より請求人に対し、同年12月20日付け「企業年金連合会老齢年金裁定通知書」が送付された。

- ③ 平成26年1月7日、請求人は処分庁の担当者に対し、「企業年金連合会老齢年金裁定通知書」を提示した。
- その際、処分庁の担当者は、「お金が振り込まれたら、その分は過払い金となることから返すこと」、「振り込みの事実を確認するために通帳を持参するよう」に言った。
- ④ 平成26年1月、企業年金連合会より請求人に対し、平成26年1月12日付け「企業年金連合会老齢年金振込通知書」が送付された。
- ⑤ 平成26年2月3日、請求人の通帳に企業年金として、36,125円が振り込まれた。
- ⑥ 平成26年2月4日、請求人は処分庁に対し、企業年金36,125円の収入申告を行い、33,293円を返還した。
- 請求人が通帳を処分庁の担当者に提示したところ、通帳に150万円を超える預貯金があることが判明した。その際、処分庁の担当者は、「この預金についてどうするか課内で検討する。」と言った。
- ⑦ 平成26年2月18日、請求人は、処分庁の担当者に預貯金の使用目的を聞かれた際、「なんとなく貯めてきた。」と回答した。このため、処分庁の担当者は請求人に対し、当該預貯金を最低生活の維持のために活用を求めた。
- ⑧ 平成26年2月、処分庁は平成26年2月18日付けで、廃止年月日を「平成26年2月1日」、保護事由を「所持金累積により、生活保護を廃止します。2月分扶助費支給済により、返納とします。」とする「保護廃止決定通知書」を通知した。
- ⑨ 平成26年2月19日、請求人は処分庁に対し、2月分の保護費110,802円を返還した。
- ⑩ 平成26年3月25日、請求人は、石川県知事に対して、処分庁が同年2月18日付けで行った生活保護廃止決定処分の取消しを求める審査請求を提起した。
- ⑪ 平成26年7月28日、石川県知事は、同年3月25日に提起のあった生活保護廃止決定処分に係る審査請求について、処分を取り消す裁決を行った。
- ⑫ 平成26年8月5日、請求人は、処分庁に対して、累積預貯金の使途目的に

ついて、

ア 毎月の生活保護費を削り、預金をしてきたこと。

イ 処分庁の担当者から「何のための貯金？」と尋ねられた際、「もうどうにでもなれ」という心境から「何となく貯めてきた。」と述べたこと。

ウ しかし、実際には、頼れる身寄りもなく生涯独り身であることから、将来、体が悪くなって入院したときの入院費用や介護が必要になった時の介護施設の入居のための保証金が必要となること。

また、足腰が悪くなった場合には、階段の上り下りが困難となることから、現在のアパートを転居する必要性が生じ、その際の敷金・礼金等が必要となること。

以上の使用目的のため貯めてきたものであるとする申立書を提出した。

⑬ 平成26年8月22日、処分庁は、処分庁の担当者を通じて、次の通知書を請求人に交付した。

ア 同年8月21日付けで、廃止期日を「平成26年2月19日」、廃止理由を「使用目的のない預貯金の累積」とする生活保護廃止決定通知書

イ 同年8月21日付けで、保護の変更年月日を「平成26年2月19日」、「保護事由」を「平成26年2月18日付けで行った当世帯の生活保護廃止決定処分（2月1日付け生活保護廃止）が、審査請求の裁決にて取り消されたため、生活保護廃止日を平成26年2月19日に変更し、改めて生活保護を廃止します。2月18日までの2月分扶助費の日割り分82,659円について、支給します。」とする保護決定通知書

⑭ 平成26年9月5日、処分庁の担当者は、平成26年2月分（18日分）の生活保護費82,659円を請求人に手渡し、請求人は、同保護費を受領し領収証に押印した。

## (2) 判断

本件審査請求は、前審査請求に係る裁決後に請求人が行った預貯金の使用目的に関する事実説明に基づき、預貯金の保有の可否について判断すべきであるかについて争われていると解されることから以下検討を行うこととする。

ア 国課長通知問答第3の18によれば、「当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。」とされ、「また、保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活

用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明した上で、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。」とされている。

イ 法第26条によれば、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」とされている。

ウ また、国課長通知問答第10の12によれば、「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行うこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。」とされ、この保護を廃止すべき場合とは、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」とされている。また、この場合における保護の廃止は、「保護を要しなくなった日から行うことを原則とする」とされている。

エ 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第43条第1項によれば、「裁決は、関係行政庁を拘束する。」とされ、同条第2項によれば「申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。」とされている。

これは、裁決後、処分庁が裁決の趣旨に反した行動を取らないよう、裁決の趣旨に従った行動を処分庁に義務づける効力があるものと解されるほか、裁決後の新たな事実による処分内容の検討は可能であると解されている。

オ 前記アからエを本件についてみると、次のとおり判断できる。

前記「5(1)認定事実」⑩より、平成26年7月28日に、同年3月25日に提起のあった生活保護廃止決定処分に係る審査請求について、処分を取り消す裁決があった。このため、処分庁は、同年8月21日に、当該預貯金は、生活保護費のやり繰りにより生じた預貯金であり、その使用目的を請求人に聴取した結果、前記「5(1)認定事実」⑦のとおり、「なんとなく貯めてきた。」との回答を踏まえ、生活保護の趣旨目的に沿った使用目的により貯蓄されたものとは認められないとして、当該預貯金を最低生活の維持のために活用を求すべきと判断し、当該預貯金が、6か月超に渡り保護を要しない状態が継続できる金額であったことから、同年2月18日までが保護を要しなくなったとし、同年2月19日を保護廃止日とする生活保護廃止決定処分を行ったと認められる。

他方、前記「5(1)認定事実」⑫のとおり、同年8月5日に、請求人が処分庁に対し、累積預貯金の使途目的について新たに説明を行っていることについて

は、前記エのとおり、前審査請求に係る裁決後に判明した事実により、処分内容を検討することは可能であると認められる。

しかしながら、本件処分を行うにあたり、処分庁は、同年8月5日に請求人から示された当該累積預貯金の使用目的に関して検討を行わずに、前記「5(1)認定事実」⑦及び⑬のとおり、同年2月18日に聴取した使用目的「なんとなく貯めてきた。」により、処分を決定したと認められる。

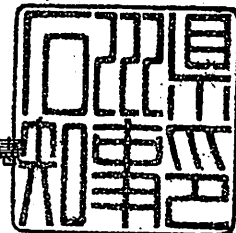
預貯金の使用目的を聴取することについては、生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合は、その保有が認められ、生活保護は継続される。一方、趣旨目的に反する場合は、預貯金の活用が求められ、生活保護が廃止されることもあり得ることから、請求人への影響が非常に大きいものである。

このことから、新たな証言である前記「5(1)認定事実」⑫を踏まえ、改めて累積預貯金の使用目的を聴取した上で、処分を決定すべきであったと認められる。

- 6 以上のとおり、本件審査請求には理由があると認められることから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成27年2月10日

審査庁 石川県知事 谷本 正憲



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。